

○定型約款とは

改正後の民法第 548 条の 2 第 1 項において、「定型約款」とは「ある特定の者（定型約款準備者）が不特定多数の者を相手方として行う定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体をいう。」とされています。

○定型取引とは

ある特定の者（定型約款準備者）が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものをいいます。